

自由提案事業について(補足資料)

定義の確認

名称	定義
本施設	<p>体育館:アリーナ、軽運動室、トレーニングルーム、会議室・研修室 共用エリア、管理エリア及び付随する各諸室(防災備蓄倉庫含む)</p> <p>屋外施設:駐車場、外構等、(防災備蓄倉庫)</p> <p>※建築物、建築設備、備品及び外構施設等を含むが、事業者が市から土地を借り受けて整備した建物又は建造物並びに提案施設に自らの費用で設置した内装、設備及び備品を除きます。</p>
提案施設	<p>本施設のうち事業者が自由提案事業実施のために市から借り受けた部分、若しくは本件土地の一部を借り受ける場合は当該土地に整備した建物又は建造物、並びに当該借り受けた部分、建物又は建造物に配置された備品を指します。</p> <p>なお、提案施設については、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られ、事業者の自主的な創意により整備・運営され、事業者により配置(設置)した備品を含む施設と想定しています。</p>
自由提案事業	<p>利用促進・健康増進事業:本施設及び提案施設を活用した、〇〇教室やイベント</p> <p>便益事業:本施設に設置する自動販売機の設置、売店等の物販事業であり利用者の利便性向上、収益事業</p>

事業の整理

区分	概要	参考例	市に対する 利用許可・利用料	利用料金	
				体育館使用料	光熱水費
利用促進・ 健康増進事業	自由提案事業のうち、利用促進や利用者の健康増進を目的とした事業	アリーナや軽運動室等を利用したスポーツ教室 体育館や駐車場を活用したイベント	・市に対する申請及び利用料は不要	・事業者にて料金の設定が可能 ・事業者の収入とすることが可能	・市が負担
便益事業	自由提案事業のうち、利用者の便益を図ることを目的とした事業	売店等の物販事業 自動販売機の設置 電気自動車急速充電設備等	・市に対する、事前確認・申請が必要 ・市に対する施設利用料は原則必要	・事業者にて料金の設定が可能 ・事業者の収入とすることが可能	・事業者が負担

・自由提案事業についてどのような取り扱いになるのか確認したい場合は個別に公民共創推進室までお問い合わせください。